平成２７年（フ）第３８号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目152番地
１　県住31―204
債務者　山田　裕史
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川宏一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５０号
長野県松本市渚３丁目10番32号
債務者　上條俊一郎
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　　希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４８号
静岡市駿河区広野３丁目３番２号
債務者　海野富士郎
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５１２６号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目９番28号　ロイヤルヒルズ五番館406号
債務者　吉岡めぐみ
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号
債務者　山田　　茂
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１号
大阪市生野区巽北３丁目15番25―507号
債務者　石橋政一郎
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９号
大阪府枚方市中宮北町１番35―504号
債務者　田中　祥子（旧姓香月）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４号
大阪府寝屋川市萱島南町７番15号
債務者　髙瀬　博明
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１号
大阪府枚方市南中振２丁目10番16―405号
債務者　髙橋　幸恵
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２号
大阪府枚方市南中振２丁目10番16―405号
債務者　髙橋　綾乃
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８号
大阪府寝屋川市本町３番30―205号
債務者　喜多　秀行
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４号
大阪市平野区平野東１丁目８番８号　ＴＡＰ８―101号、前住所北海道三笠市萱野368番地１
債務者　坂梨　早苗
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７号
大阪府東大阪市森河内西１丁目12番25号
債務者　水野七之助
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４３号
大阪府豊中市熊野町４丁目２番51―202号
債務者　大山　静子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５３号
大阪府八尾市沼１丁目118番地の１ブラッセル107号
債務者　北島　啓之
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１号
秋田県男鹿市船川港増川字小増川４番地２増川団地65―１―８号、前住所秋田県男鹿市船川港船川字化世沢176番地12
債務者　吉田　律子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８号
千葉県柏市旭町８丁目２番30―103号
債務者　岩崎　裕之
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部